

iPadを利用した実践的私法教育の深化

長屋 幸世 篠田 優 足立 清人
Yukiyo NAGAYA Yu SHINODA Kiyoto ADACHI

目次

- はじめに
I. 法律討論会におけるiPadの利用
1. 基本的な利用方法と前年度からの課題
2. 各ゼミにおける利用状況
3. 法律学習における法律討論会の効用—ジャッジの視点から
II. 基礎力養成塾におけるiPadの利用
1. 授業内容と活用方針
2. 塾における活用状況—セールス交渉場面と契約交渉場面
3. 小括—まとめと課題
III. 私法教育における今後のiPad活用展望
1. 大阪女学院大学におけるiPadの活用事例
2. 私法教育におけるiPadの活用
おわりに

[Abstract]

Improved Uses of the iPad in Practical Private Law Education

This paper discusses various aspects of using the iPad in practical private law education, where it has been mainly used as a device for searching. Of course, it is convenient and useful as a search tool, but there seems to be more effective ways to utilize the iPad for studying private law. For instance, providing digital books is one of the possible steps not only to attract students but to improve their knowledge. Some legal digital books have already been published, but they have few functions which let students study voluntarily. This paper first reviews various uses of the iPad in private law study in the legal debates and classes that were held for freshmen in 2013, and then discusses the principles of making legal digital books taking advantage of the iPad in practical private law education.

はじめに

本稿は、法律学、特に私法分野における学習において、iPadを用いることで学生に主体的な学習を試みさせると共に、その利用方法や効果を検討することで、従来とは異なる、より実践的な私法教育を研究・実施することを目的とする共同研究の成果を報告するものである。本共同研究での取り組みは、足立・長屋が実施した2012年度の共同研究「iPadを利用した実践的私法教育の研究」(本学紀要53巻1号に詳細を掲載)に端を発するが、そこでのiPad利用は、主に判例・文献等の

資料検索場面が中心となり、iPadの持つ機動性等が十分に活かされなかったという反省があった。そのため、本研究においては、法律学学習におけるiPad利用の基本形態を確立すると共に、上記の点を改善しつつ新たな法律学学習の形態を模索することを中心課題とし、法律討論会及び経済法学科の専門科目である基礎力養成塾⁽¹⁾をその研究舞台とした。

また、新たな学習形態の模索という点に対しては、既にiPadの利用を授業に導入している大阪女学院大学を訪問し、加藤映子学長や、英語教育委員会副委員長を務められ

キーワード：iPad, 実践的私法教育, デジタル教材

Key words: iPad, Practical Private Law Education, Legal Digital Book

る Steve Cornwell 教授, 教育情報企画室長の小松泰信准教授より詳細なお話を伺い, 今後の研究の方向性についての示唆を頂いた。さらに, 実際に iPad を利用した授業として, David Bramley 准教授のクラスを見学させて頂くことができた。この場を借りて, ご協力を賜った大阪女学院大学の諸先生方に, 厚く御礼申し上げる。

本稿では, まず, iPad を利用した学習成果の発表の場でもある法律討論会をめぐり, 足立・長屋各ゼミでの iPad 利用状況を概観し, その効用をまとめる。次に, 基礎力養成塾における iPad の利用について報告した後, 大阪女学院大学の視察から得られた今後の課題を検討する。なお, 執筆に当たっては, I. 1 と II. 1 については足立, I. 3 については篠田, 各ゼミの状況については足立・長屋がそれぞれ担当し, おわりには足立・長屋が協同で, その他の部分については長屋が担当した。

1. 法律討論会における iPad の利用

1. 基本的な利用方法と前年度からの課題

(1) 2013年度大学対抗法律討論会の概要

2013年度の大学対抗法律討論会⁽²⁾の概要を説明する。2012年度の法律討論会は, 旭川大学・佐古田真紀子准教授(現・國學院大學法学部)(民事訴訟法), 小樽商科大学・南健悟准教授(会社法), 本学・長屋幸世准教授(民事訴訟法)および足立清人准教授(民法)の4ゼミが参加した。2013年度は規模を拡大し, 小樽商科大学・林誠司教授(民法)と, その前年度ジャッジを務めていただいた北海学園大学・内山敏和准教授(民法)の2ゼミが加わり, 参加6ゼミ, 3試合で開催した。2013年6月15日(土)にゼミ教員が集まって第1回の打ち合わせを行い⁽³⁾, 2013年11月23日(土)に北星学園大学で開催すること, 開催に向けてのスケジュールと実施要領などについて決定した。また, 大学対抗法律討論会で

Googleのアカウントを取得し, 法律討論会の企画・運営に関わる文書の整理, 学生への問題文の配布, 原告側ゼミ・被告側ゼミの書面の提出は Google ドライブにアップロードする方式で行うことも申し合わせた。問題文の配布から法律討論会本番までのスケジュールは次のとおりである。

2013年10月1日(火) 問題文の配布

2013年11月7日(木) 原告側ゼミ・被告側ゼミの準備書面の提出

2013年11月9日(土) ジャッジからの釈明

2013年11月15日(金) 原告側ゼミ・被告側ゼミの追加書面の提出と質問書の交換
(※討論会当日に, 回答書を交換する。)

2013年11月23日(土) 大学対抗法律討論会, 問題検討会

ジャッジは, 北海学園大学・稲垣美穂子専任講師(民事訴訟法), 本学・篠田優教授(民法)に務めていただいた。第1試合の南ゼミ対足立ゼミの問題は, 請負契約における製造物の所有権の帰属, 受領遅滞, 占有訴権の可否などが論点であった。第2試合の林ゼミ対長屋ゼミの問題は, 売買契約の契約当事者の認定, 二重譲渡, 転得者の保護(絶対的構成説と相対的構成説の対立)などが論点となった。第3試合の佐古田ゼミ対内山ゼミの問題は, 法人の主観は誰について判断するか, 転得者の保護(絶対的構成説と相対的構成説の対立)などが論点であった。

試合の時間配分は次のとおりである。

当事者の主張確認と質問・回答(10分)

回答書の交換。ジャッジによる当事者の主張確認と, 予め提出されていた質問への回答

回答を受けての再質問(10分)

原告からの再質問(5分)

被告からの再質問(5分)

争点整理と検討時間（10分）

質問・回答を踏まえてのジャッジによる簡単な争点整理

各ゼミ，再質問に対する回答の検討と，争点整理を踏まえた争点についての検討
討論1（45分）

各ゼミ，5分のタイムを自由に取ることができる（両チーム合わせて10分）。タイムを取る際には，必ずジャッジに申し出，終了後は速やかに告げること。タイムは何度でも取れるが，合計で5分を越えた場合には減点の対象となる。

休憩（10分）

討論2（45分）

各ゼミ，5分のタイムを自由に取ることができる（両チーム合わせて10分）。以下，討論1のルールと同様。

論点解説と講評（10分）

ジャッジによる各ゼミに対する講評。ジャッジが，問題の論点と，当事者として主張して欲しかった事柄について解説する。

過去の法律討論会の経験から，学生同士の討論を充実させるために，討論の時間を長めに設定した⁽⁴⁾。討論の合間に，学生の沈黙や学生同士の相談で，いたずらに時間が過ぎてしまわないように，原告側ゼミ・被告側ゼミ双方に5分間のタイムの時間を与えた（各討論時間に，原告側5分，被告側5分で合計10分のタイム時間が認められる）。タイム時間の計測のために，ゼミ教員が2名，ジャッジの脇でタイムキーパー役を務めた。タイムの取り方は，学生による申告か，学生の沈黙が10秒続いた時点で，自動的にタイムが進行することにした。時間の計測にもiPadのストップウォッチ機能を利用した。ジャッジの教員は，原告側ゼミと被告側ゼミの討論の指揮を行い，試合の最後に，ゼミ教員間の打ち合わせで作成した評価表に従って，各ゼミの

主張を評価した。試合終了後，ジャッジは，勝敗を付けずに⁽⁵⁾，各ゼミの主張について講評を加えた。

討論会終了後，学生，ジャッジ，ゼミ教員が参加して，問題検討会を開催した。検討会では，出題者から出題の意図と問題の解説が行われた。その後，各大学の学生・教員間で交流した。

(2) iPadの基本的な利用方法と課題

長屋ゼミと足立ゼミでは，法律討論会の勉強のサポートツール，そして当日のプレゼンテーションツールとしてiPadを利用した。2012年度と同様に，①スケジュール管理，②勉強会の記録ツール，③図書館からの借用図書管理，④判例・法令・資料・情報検索ツール⁽⁶⁾，⑤試合でのプレゼンテーションツールとしてiPadを利用した。なお，iPad使用後は，教員側が用意した報告書を提出させた。

①について，スケジュール管理のための予定表として，インターネット上のカレンダーを利用した（長屋ゼミ・足立ゼミともにGoogle Calendar）。学生は，勉強会のたびに，各自の予定を確認して，iPadのインターネット接続を利用して，カレンダーに勉強会の予定を書き込み，スケジュール管理をすることとした。②は，学生に，勉強会ごとに学んだ内容，持ち越しになった課題などを，iPadのビデオカメラ機能を利用して5分程度撮影させ，各ゼミのYou Tubeアカウントにアップロードさせた（ゼミ学生のみ限定公開）。教員が学習の進捗状況を把握することと，勉強会に参加できなかった学生に勉強会の内容を伝え，個人学習を促すことを目的とした。③は，本学から長屋ゼミと足立ゼミの二ゼミが参加するため，図書館の借用図書が重複する可能性もあるので，両ゼミ間で借用図書の情報共有を行うためである。④は，学生にiPadと無線ルーター（WiMAXモバイルルーター）を貸し出すことで，学内の

どこで学習していても、法令・判例やその他の情報にアクセスできる環境を整えた。学内は、WiMAXルーターのサービスエリアに含まれているが、途中で接続が切れることも多く、必ずしも快適に利用できたわけではなかった。どうしてもインターネットに接続できない場合には、スマートフォンのテザリング機能を利用してインターネットに接続していたようである。さらに、各教室に設置されているLANポートに、教員が購入した無線LANルーターを接続して無線LANを飛ばして、インターネット環境を整えることも試みた。また、討論会当日も、試合中に、法令・判例・情報検索が必要になる場合に備えて、iPadを情報検索ツールとして使用した(この際も、会場の無線LANポートに無線LANルーターを接続して、無線LAN環境を確保した)。^⑤について、2012年度の法律討論会の試合では、iPadをほぼ情報検索ツールとして使用することに留まったが、2013年度は、それに加えて、両ゼミともに、iPadをHDMIケーブルでプロジェクターに接続して、プレゼンテーションツールとしても使用した。

予定した利用方法のなかで最も有用性が認められたのが、昨年度同様、勉強会の記録ツールとしての利用だった。You Tubeにアップした動画を閲覧することで、教員は学習の進捗状況や、論点に対しての理解を確認することができ、討論会終了後の学生指導の参考にすることができた。また、動画の記録は、それを学生間で共有することで、法律討論会に臨んでいくにあたってのチームワークの形成にも役立つようである。この利用方法は今後も継続して、教育・指導に有効な活用方法を探っていきたい。

また、学生がいつでもどこでもiPadをインターネットに接続して、法令・判例・情報検索を行うことができるようにするためのインターネット接続環境の整備は、2012年度からの継続的な課題である。先述のように、学

生にモバイルルーターを貸与したが、常時接続、そして接続速度も覚束ない状況である。また、教室内の無線LANポートに無線ルーターを接続して、インターネット環境を整えることにも限界がある。学内の無線LAN環境の整備を切に望むところである。

iPadの情報検索ツールとしての有用性は、これまでの共同研究の成果から明らかである。このことから、現状のように数人で一台のiPadを共有するのではなく、iPadを一人に一台提供することができれば、より効果的に学生の学習を支援できるものと思われる(予算の問題から困難であることは重々承知している)。学生一人ひとりへのiPadの提供は、学生によるプレゼンテーションを活性化させることになり、双方向的な講義・ゼミ展開も可能となるとと思われる。

法律討論会当日、iPadをプレゼンテーションツールとしても活用した。事前に、Microsoft OfficeのPowerPointで資料を作成し、それをPDF化して、各ゼミで用いているインターネット上のクラウド(長屋ゼミはGoogleドライブ、足立ゼミはDropbox)に保管して、iPadとプロジェクターをHDMIケーブルで接続してスクリーンに投影した(長屋ゼミはKeynoteを使用)。また、予備のiPadを試合の相手方に渡して、相手方の手許でもプレゼンテーションの内容を確認できるよう便宜をはかった。各ゼミ、主張を補完するために、効果的なプレゼンテーションを行った。パソコンによるプレゼンテーションと違って、iPadは画面上で操作が可能であり、拡大・縮小も任意にすることができる。iPadのプレゼンテーションツールとしての活用可能性を見出すことができた。ただ、今回、iPadをケーブルを使ってプロジェクターに接続したこともあり、そのポータブル性を活かすことができなかった。iPadとApple TVとのミラーリング(無線接続)を経由してのプロジェクター投影の可能性を探ってい

くべきだろう。ミラーリングを利用してのプロジェクトor投影が利用できるようにすれば、法律討論会だけではなく、普段の講義、特にゼミナールでのiPadの活用可能性が拡大するように思われる。たとえば、学生各自が作成してきたレジュメをiPadを利用してスクリーンに投影することで、各学生の個人学習についても指導が可能となる。さらに、学生一人ひとりにiPadを提供することができれば、学生のレジュメを、ミラーリングを利用して、ケーブルをつなぎ替えることなしに次々とプロジェクターに投影して、講義・ゼミに参加する学生全員のレジュメを比較検討することも可能となる。学生は、他の学生が作成したレジュメを見ることで刺激を受け、自らの学習を顧み、学生間に学習への意欲・緊張感を呼び起こすことが期待できる。iPadとApple TVのミラーリングを行うためにも、無線LAN環境の整備が前提となる。

これまでの法律討論会でのiPadの利用については、学習記録ツール、法令・判例・情報検索ツール、プレゼンテーションツールとして利用することに、その有用性を見出すことができた。2014年度の討論会においても、これらの利用方法をさらに深化させ、また、学生の学習をサポートするためのiPadの新たな活用方法を探っていきたい。

ところで、iPadを法律学の学習に利用していくにあたっての問題点を一つ挙げておきたい。法令・判例検索について、本学では、D1 Law.com, TKCや裁判所・法務省が提供するデータベースを利用することでアクセスすることができる。それに対して、法律学の学習にとって基本ともいえる教科書・参考書・判例集・演習書などの専門書については、直接、書籍にあたらなければならない。現在、書籍の世界では、デジタル化が進んでいる。もちろん、紙媒体での専門書は絶対に必要であるが、専門書がデジタル化されて、それがiPadに入っていれば、重い書籍を何冊も携

帯しなくても、iPadさえあれば、専門書を自由に参照し、確認することができる。講義中にスマートフォンを用いて条文検索を行う学生も増えてきた。学生は、普段から、デジタル媒体を通じての情報収集に慣れている。このような最近の学生の傾向を考えるに、専門書の電子書籍化は早急に対応していかなければならない課題だろう。

2. 各ゼミにおける利用状況

(1) 足立ゼミにおける利用状況

2013年度大学対抗法律討論会への足立ゼミの取り組みを紹介する。足立ゼミでは、3年ゼミ7名、2年ゼミ3名の合計10名の学生が法律討論会に参加した。3年ゼミの3名の学生が2012年度の法律討論会に参加した学生であった（2年ゼミの1名も2012年度法律討論会を見学している）。

足立ゼミでは、例年通り、夏休み前から、法律討論会に向けて、山野目章夫他編著「ケースではじめる民法」（弘文堂）をテキストに民法の勉強を開始した。当然、足立は学生の学習に一切関わっていない。2013年度は、4年ゼミ生がいなかったため、先輩学生による指導はなかったが、昨年度の討論会を経験した学生が中心になって学習を進めたようである。法律討論会を経験した学生がいたこと、3年ゼミは実直な学生が多かったこともあり、例年と比べると、勉強会は順調に進んだようである。ただし、3年ゼミ生と2年ゼミ生の間の意思疎通が上手くいかなかったようで、この点は討論会当日まで解消されなかった（問題配布後の勉強会の記録動画からも、その関係を読み取ることができた）。足立ゼミでは、講演会の企画など、法律討論会以外にもチームで課題に取り組む機会が多いが、今年度の法律討論会も、学生同士のチームワーク・信頼関係の形成が難しかったようである。しかし、学生が、討論会の問題解決に取り組むだけではなく、チームワークなどの

問題にも直面し、それを解決しようと試行錯誤することは、学生の社会人基礎力の育成にも役立つものと考えらる。

iPadは、先に挙げた利用方法に従って利用した。昨年度、法律討論会を経験した学生がいたこともあり、学習会の記録・You Tubeへのアップロードも滞りなく行われた。しかし、討論会間際になって、焦りと勉強不足から記録が蔑ろになった。事前に役割分担をさせるなどして、学生に具体的な指示を与えておくべきであった。借用図書情報の共有については、今回、長屋ゼミの問題と足立ゼミの問題について重複する部分が少なかったため、あまり活用されなかった。

iPadの法令・判例・情報検索機能は効果的に利用された。ゼミでは、「別冊ジュリスト民法判例百選Ⅰ、Ⅱ」(有斐閣)掲載の判例を素材に判例研究を行っている。学生には、当該判例が引用している過去の判例・裁判例、そして解説で挙げられている重要な参考文献について全て目を通すことを要求している。この経験から、学生は、法律討論会の問題の論点に関わりそうな判例、参考文献・資料すべてに目を通す(準備書面の末尾に掲げてある参考文献の量は莫大である)。この際に学生はiPadでの判例検索を大いに活用した。もっとも、デジタル媒体を通じて判例にあたることでその内容を理解することができたとしても、紙媒体におけるように、重要な部分に下線を引いたり、また複数の資料を机の上に並べて比較検討することはできない。この点、iPadに限らず、デジタル媒体の難点である。しかし、これも、iPadで検索した判例や資料を無線LANを通じてプリンターで印刷できるようなハードを整えることで解決できる問題である。実現できれば、iPadの検索機能の利便性をより高めることができるだろう。実際、足立の研究室では、iPadで検索した判例資料を無線LAN経由で印刷して、iPadの検索機能を有効に活用している。

iPadを利用したプレゼンテーションについて、学生は、討論会1週間前くらいになって慌てて用意したようである。討論会の勉強もしつつ、プレゼンテーションの資料も作成することは、いかにチームで取り組んでいるといっても、学生にとっては過重な負担である。学生には、AppleのプレゼンテーションソフトKeynoteを使用し、プレゼンテーション資料を作成するよう伝えてはいたが、直前となってしまったため、普段から使い慣れているMicrosoft OfficeのPowerPointでの作成となってしまった(もっとも、Keynote・PowerPointともに互換性のあるアプリケーションなので、レジメの図などに若干のズレが生じることはあるが、問題は無い)。とはいえ、iPadを使ったプレゼンテーションは、学生の主張を補完するうえで有効であった。プレゼンテーションの準備は、教員が事前に具体的な指示を与えておけば解決できる問題である。今年度以降の教員側の課題である。

(2) 長屋ゼミにおける利用状況

本討論会に参加した長屋ゼミは、演習Ⅱを履修する経済法学科3年生(2013年度当時)の学生9名(男子4名、女子5名)で構成されており⁽⁷⁾、3台のiPadが配布されたことから、3人に1台という割合でiPadを利用することができた。この点、14名に対し1台しか配布されなかった2012年度と比して、利用環境としては格段に向上したようであり、学生はそれまで以上に積極的に検索等を行っていた様子が見て取れた。

長屋ゼミでは、上記1.で述べたところの基本的な利用方法を中心にiPadを利用した。すなわち、判例・文献等の資料検索に利用するほか、文書及びスケジュール管理、学習まとめビデオの撮影、プレゼンテーションの場面での活用である。このうち、判例・文献等の資料検索や学習まとめビデオ撮影について

は、2012年度とほぼ同様の利用形態であり⁽⁸⁾、この点については、その利用方法等はおおよそ確立されたと言ってよいであろう。そこで、以下では、主に文書及びスケジュール管理、プレゼンテーションについて述べる。

① 文書及びスケジュール管理

まず、文書管理についてである。この文書には、webから入手した資料の他に、学生が作成したレジュメや学習に使用した図書の記録（主に図書のタイトルや奥付を記録した写真）、教員に提出する勉強会の報告書、討論会の対戦相手に提出する書面等、様々なものが含まれる⁽⁹⁾。これらの文書は、すべてGoogleドライブにアップロードし⁽¹⁰⁾、全員がいつでも参照できるように管理していた。そのため、学生は必要な時に（インターネットの接続環境さえあれば）どこからでも文書を入手することができ、学生間でも情報の共有化が一層図られたようである⁽¹¹⁾。複数でのグループ学習、特に参加者が常に一定とは限らないこのような勉強会においては、一個人による資料の持ち出し等によって勉強の進捗が阻害されるおそれもあることから⁽¹²⁾、ドライブの利用は学習効率の向上に資する側面があったと考えられる。

次に、スケジュール管理である。当初、このスケジュール管理は学生間での日程調整を念頭に置いていたが、2013年度は人数がさほど多くなかったこともあってか、学生間ではむしろ他のツールにより連絡が取られていた。そのため、カレンダー機能を利用したスケジュール管理は、むしろ教員と学生間において機能することとなった。すなわち、教員が自己の予定を書き込むことで、学生は教員との連絡がスムーズに行えるようになり、iPadの利用申請等がより簡単になるという利点があったように思われる⁽¹³⁾。

② プレゼンテーション

本討論会当日、iPadを利用してのプレゼンテーションを行った。プレゼンに当たって

は、PowerPointで作成したファイルをゼミ用ドライブに一旦アップロードし、iPadに取り込んだ後Keynoteにて使用するという方法を採用した。学生もiPadでプレゼンを行うのは初めてであったが、操作に戸惑うこともなく利用できたようである。このプレゼンは、iPadをプロジェクターに接続しスクリーンに映し出すという方法で行ったため、パソコンによるプレゼンとの差異はほとんどなかった。当初は、iPadをジャッジや討論の相手方に渡してプレゼンを行うことを予定していたが、討論会の性質上、プレゼン資料がそれ自体独立した資料となりにくく⁽¹⁴⁾、口頭での説明の補助的資料として活用する方が場面に適っていたことから、スクリーンに映すことにしたものである。

2012年度も、法律討論会においてiPadを用いたプレゼンテーションを検討したが、それを踏まえても、プロジェクター投影というプレゼン方法になったことは、やはり、上述のような相手方へiPadを渡してのプレゼン方法は、本討論会の形式上馴染まない方法であるからではないかと考える⁽¹⁵⁾。したがって、相手方へ渡すというプレゼン方法の利点を再度検討し、法律学の学習においてより適した場面を検討する必要がある。

以上、長屋ゼミにおけるiPadの利用状況を簡単にまとめたが、2012年度、2013年度での検討を通して得られたiPad利用の最大の利点は、やはり操作の簡便性と携帯性であり、資料検索が必須な法律学学習において優れたツールとなることは疑いがない。加えて、資料管理の容易さはやはり特筆すべきものがある。web上のドライブを併用して利用することで、場所を選ばず学習ができ、関連する資料をフォルダにまとめる作業を通じて、実質的な資料整理ができるのみならず、自己の思考の整理も行うことができるという付随的効果も得られる。通常の授業等を通じて多く観

察される学生の行動として、資料のコピーを、そのまま一つのファイルに綴じてしまうというものがある。これでは、必要な資料がどこに紛れているのかわからず、探すことにまず労力を費やさねばならないという無駄な時間が生じがちであるが、ドライブへの資料保存はファイル名をつけて保存しなければならないことから、当該資料がどのような内容であるかを簡潔に表現する必要がある、さらにそれらファイルをフォルダに分類することで、資料探しの時間を省くのみならず、フォルダの一覧を見ることで、どのような観点が問題となり得るかを視覚的に即座に把握することも可能となる。

検索や文書等の管理、スケジュール管理、ドライブの利用方法といったノウハウを身につけておくことは、学習の場面のみならず、今後学生が社会人となった場合においても有効に作用するであろう。というのも、これらは、全体としての作業と照らし合わせながら、個々人の作業を進めるといった性質を持つからである。このことは、個の役割を集団内での役割のどこに位置付けるかを考えることであると同時に、個々の作業の効率化が全体の作業の効率化にも影響することを理解させることにも繋がるのではなからうか。ここに、iPadを学習に利用させることの、一つの意義を見出すことができるだろう。

3. 法律学習における法律討論会の効用—ジャッジの視点から

(1) 筆者(=篠田)は、今回、法律討論会のジャッジを務めた。ジャッジという立場と問題公表後はいささかの助力も教員に求めてはならない、また教員も助けてはいけないという討論会のルールから、討論会の問題発表後、参加学生が討論会に向けて具体的にどのような準備を進めていたか筆者は全く知らない。加えて、筆者は討論会開催校の民法教員ではあるが、筆者のゼミ生はこの討論会に参

加していない。したがって、参加学生の顔と名前の一応の確認をしたのは筆者の大学の学生ですら、討論会当日であった。当然のことながら、参加した他大学の学生については当日初めて顔と名前の一応の確認をするわけであるから、その点で筆者はどの参加学生とも等距離にあったといえる。おそらく、このことが、本討論会を企画した教員をして、筆者をジャッジとした主たる理由であったろうと推測している。「推測している」という言い方からもわかるように、筆者は、討論会の実行委員的な仕事は一切していない。さらに、参加ゼミの教員が一堂に会して、既に公表された問題の教員による論点検討が事前に行われることになり、それへの参加を求められたが、幸か不幸か家庭の事情からそれにも参加がかなわなかった。というわけで、公表された問題を筆者なりに検討して討論会に臨んだが、その臨席の仕方は、内部事情を全く知らない部外者が判断者として登壇するというものであり、筆者の立場は、judgeというよりはむしろ法律知識のあるjuryないし裁判員といったほうが実態にヨリ近かったのではないかと思われる。要するに、討論会での学生のやり取りを見聞きする筆者の耳目は、あらかじめ問題を渡されて、討論会を客席で観戦する法学者のそれとほとんど同じであった、ということである。しかしながら、それゆえに、筆者自身が元々持っている何らかの<偏見>を除いて、何らの予断もなく筆者は討論会に臨むことができたといえる。

以下に述べることは、上記のような立ち位置からのコメントである。

(2) 法律討論会の最大の効用は、学生が、実定法についての学術的生産の現場に立ち入り、実際に生産に必要な作業を体験することにあるのではないかと思われる。

実定法上の何からの制度について語ろうとすれば、いかなる制度について叙述するにせよ、そこには不可欠の三要素が、すなわち、

条文、判例、学説の三要素があって、この三要素から離れて制度を叙述することは不可能であり、また許されない。

制度にかかわる記述は、それがどんなに単純なものであれ、——否、おそらくはむしろ単純であればあるほど——条文についての深いテキスト・クリティーク、当該法条にかかわる、ときに膨大な判例・学説の検討に基づいている。

例えば、民法の教科書には、「錯誤無効は、取消的無効といわれることがある」とか、「背信的悪意者は177条の第三者に該当しない」といった趣旨の記述が登場するが、これら一行に満たないフレーズとはいえ、これらのフレーズが出てくるためには、相当量の実務の積み重ね、すなわち判例があり、それらに対する検討があり、そしてまた比較法的検討があるのであって、こうした経験と検討のうえにこれらのフレーズが紡ぎ出されてきたことは、専門家には改めて説明するまでもないであろう。

さて、ここで法律討論会に目を向けよう。

法律討論会では、出題に対して、参加ゼミが原告・被告に分かれて議論を闘わすわけだが、原告は自分たちの主張の根拠を強化すべく、被告は、原告の主張を覆すための主張を根拠付けるべく、できる限りの準備をして討論会当日に臨む。その際、彼らが行う作業は、まさに条文についてのテキスト・クリティーク、適用可能条文にかかわるときに膨大な判例・学説の検討であって、これは、実定法についての学術的生産の現場の作業そのものにほかならない。特に、判例の検索・検討については感心させられた。民法教員としては恥ずかしい限りだが、「えっ、そんな判例があったのか?!」と思わせられたことが一度ならずあった。もっとも、今日判例データベースが発達していて、判例検索システムに適当なキーワードを入れてやれば、ほぼ瞬時に裁判例が出てくる。しかし、それだけでは法律討

論会では闘えない。検索システムでヒットした裁判例が実際に自分たちに有利なものか彼らは独自に検討した上でなければ闘いの武器にならないからである。法律討論会の中での彼らの発言は、ヒットした裁判例が自分たちの武器になるか否かを彼らなりに検討した上でのものであることをよく物語っていた。

こうした経験を通じて、参加学生は、教科書の短いフレーズが、実は、諸利害の対立、実務の経験とその積み重ね、専門家たちの議論と熟考の結晶であることを身をもって理解したように思われるのである。

(3) 法律討論会の第二の効用は、それがほかならぬ討論会であることに由来する。すなわち、討論を成り立たせるためには、議論の相手が何を言っているのかよく理解しなければならぬということ、これまた身をもって理解したこと、これが第二の効用であろうと思う。

学術的生産の現場を体験した彼らは、専門的議論を理解する一定の能力を身に着けたはずである、そして、討論会である以上、勝ちを意識して、自チーム内で模擬討論会を行ったのではない、そこで、議論がよく行われるためには、相手の議論をよく理解しなければならぬことを学んだのではない、そしてその学習が討論会当日にしっかりと発揮された、——筆者にはこのように思われるのである。というのも、討論会当日の議論において、いったい何を議論しているのかわからないような状況はもちろんなく、議論がかみ合わないということもなかったからである⁽¹⁶⁾。つまり、討論会に参加したどのチームも相手の議論をよく聴き理解するという態度ができていて、それゆえに、討論として成功していた。

(4) 最後に、上記二つの効用から期待される第三の効用について述べておきたい。それは、学術的生産の現場を体験し、学問的討論を経験することで涵養されるであろう、知的

謙虚さ、あるいは知的営為への敬意、である。こうした態度は、権威主義とも、また卑下とも別物であることは言うまでもない。相手に対する敬意がまずあり、自分の考えていることが実はまちがっているのではないかと疑いつつ、相手の意見に耳を傾け、相手を理解しつつ、自身の考えを改めて構築していく、という態度である。〈市民〉という語が公共事に関心をもち、公共事に何らかの関わりをもとうとする人に対する呼称であるとすれば、こうした態度は、良き市民に求められる要素であることについて、おそらくは疑いがない。そうであるとすれば、法律討論会は、若き市民が集う、知的伝達場であり、また知的生産場である大学にこそ相応しい企画といえるのではなからうか。

II. 基礎力養成塾における iPad の利用

1. 授業内容と活用方針

2013年度からの新カリキュラムで、1年生が大学での学習を効果的に進めていくための基礎訓練を行う場として「基礎力養成塾」が導入された。「塾」という大学の講義としては耳慣れない科目であるが、要するに1年生ゼミである⁽¹⁷⁾。各教員が自分の専門分野で、学生に、読み・書き・議論し・数的処理をするための訓練をほどこす。

長屋と足立は、共同研究の打ち合わせのなかで、iPadを利用した私法教育の実践の一環として、基礎力養成塾をコラボレーションして進めることにした。その経緯は次のとおりである。共同研究の一つの目的として、iPadを利用した模擬裁判のシナリオ作りを掲げていた。シナリオ作りでは、まず、シナリオの軸となる法的問題を考える。それが決定したら、シナリオ作りのためのフィールドワークとして、iPadを持参して、シナリオ作りに必要な現場に赴き、iPadの情報検索機能を利用して法令・判例・情報検索を行い

ながら、iPadの写真・ビデオ機能を用いてシナリオ作りに必要な撮影を行う。これらの作業を繰り返すことで、学生に、法知識と現実生活・実務との関連を具体的に認識させ、学生を法律学の学習に向かわせることができると考えたからである。ところで、学生が法的問題を創造するためには、民事法全般を一通り学んでいることが前提となる。したがって、模擬裁判のシナリオ作りをするのであれば、3年または4年ゼミでの展開となる。しかし、長屋・足立ともにそれぞれのゼミ展開があり、しかも、3年ゼミは法律討論会への参加、4年ゼミは就職活動との同時進行となる。したがって、現時点で、長屋・足立の3年または4年ゼミで、iPadを利用した模擬裁判のシナリオ作りに取り組んでいくことは困難であると判断した。そこで、長屋と足立は、模擬裁判のシナリオ作りとまではいかないが、基礎力養成塾の講義展開を利用して、学生に法知識と現実生活・実務との関連を意識させる、iPadを利用した実践的私法教育にチャレンジしようと考えた。基礎力養成塾で、学生にマンションの売買交渉を体験させるプログラムを企画し、実践した。

プログラムを2つの段階に分け、第1段階として、学生に、マンション売買のためのチラシをiPadで作成させ、各塾にて講義の後、顧客役を務める他塾の教員(長屋・足立)を相手方にしてiPadを用いたセールス交渉を行わせた。この段階は、学生にプログラムへの関心を持たせること、つまり楽しませることも目的とした(楽しくなければ、学生は関心を持たない!)。続いて、第2段階として、交渉がまとまった物件について、売買契約書を作成させ、契約書の説明と契約条件の交渉を行わせた。そして、後日、当該物件に顧客からクレームが出されたとして、そのクレームに対しての法的な対応を考えさせた。第2段階は、専門的な取り組みとなる。iPadは、契約書作成およびクレーム対応のための情

報・法令・判例検索ツールとして、そして契約交渉・クレーム対応のためのプレゼンテーションツールとして利用することを予定した。具体的な講義計画は次のとおりである。

- 第1回 オリエンテーション、契約法についての講義
- 第2・3回 契約法についての講義
- 第4回 物件探し、パンフレット作成
- 第5回 パンフレット作成、セールス作戦会議
- 第6・7回 セールス交渉
- 第8回 契約書作成、契約交渉作戦会議
- 第9回 契約交渉
- 第10回 交渉結果を上司（自塾の教員）に報告
- 第11回 契約成立後の後始末、顧客からのクレームの提示
- 第12・13・14回 クレーム対応
- 第15回 各グループのプレゼン反省会、教員による解説

ところで、この取り組みは、最近の学生の傾向を観察しても、適切であると考えられる。すなわち、法律学の学習の基本は専門書をじっくりと読み込むことにある。しかし、最近の学生は、専門書を読まない、そうした手間ひまを敬遠する、時間・労力ともに効率性を追求する傾向があるように見える。そうした学生を相手に、教員が専門知識を一方的に講じたり、専門書を読むことの重要性を説くことで、法律学への関心や主体的な学びを呼び起こすことはできないと思われる。また学生は、大学進学にあたって、就職率を大学選択の一つのポイントとしており、カリキュラムに組み込まれているキャリア系科目への関心も高い。学生の大学や講義選択の判断基準は、就職やビジネス（仕事・実務）に目に見えるかたちで直結するかどうかにあるように思われる。デジタル媒体を用い、現実社会・実

務・ビジネスと直結するよう見える本取組みは、学生を法律学の学習に主体的に向かわせる仕掛けとして意義があるものと考えられる。

2. 塾における活用状況—セールス交渉場面と契約交渉場面

2013年度・基礎力養成塾では、長屋塾と足立塾ともに、履修する学生数を揃えて、16名の学生を収容した。

第1段階として、まず、学生がセールス・契約交渉を行っていくために、契約法の基礎知識について講義を行った。学生自身、この講義の重要性を15回の塾修了後に気づいたようである。

続いて、不動産業者としての立場からマンションのセールス交渉を行わせるために、iPadを用いてマンション売買用のチラシを作成することを求めた。塾生16名を二つのグループに分け、各グループ（8名）で3件の物件のチラシを作成させた。学生には、あらかじめ顧客情報や物件の条件を提示した。たとえば、顧客情報として、一人世帯か家族世帯か、家族構成、職業、札幌への転居の理由など、物件の条件として、駅から徒歩〇分、スーパーやコンビニエンスストアが近くにあること、安心安全な周辺環境、2階以上、セキュリティ体制、エレベーター、キッチンの状況、インターネット接続環境、BS/CS設備、日当たりなどである。学生は、インターネット上の不動産業者のマンション広告などを利用して、顧客の要望に応じた物件のチラシを作成した。チラシ作成にあたっては、AppleのKeynoteを利用していたが、ここでも学生が使い慣れているMicrosoft OfficeのPowerPointでの作成となった。長屋塾で6件のチラシ、足立塾も6件のチラシが作成され、学生はそれぞれの物件について顧客役の教員—長屋塾の塾生に対しては足立が、足立塾の塾生に対しては長屋が顧客役を務めた—を相手に売買交渉を行っ

た。セールス交渉では、インターネット上のクラウド（長屋塾はMicrosoft OneDrive、足立塾はDropbox）に保管したチラシをiPadで開いてプレゼンテーションを行わせた。2回の交渉でセールスをまとめることがミッションとされ、学生は、第1回目の交渉で、顧客から質問を受け、説明を求められ、要望を提示され、第2回目の交渉で、不足した情報を補いセールス交渉を行った。いずれの物件も説明不足気味だったが、講義の展開上、セールス交渉を延長することはできなかった。顧客の要望に近い物件を各グループから1件選択して、セールス交渉成立となった。各グループで一つの物件、したがって、各塾で二つの物件が交渉成立に至った。学生は、初めての経験で四苦八苦していたが、楽しんで取り組んでいた。iPadの操作についても、スマートフォンで慣れていることがあり、即座に使いこなしていた。

第2段階として、セールス交渉が成立した物件の契約書作成・交渉に移った。1年生に売買契約書を一から作成させることには無理があることから、売買契約書については、穴埋め式のひな型⁽¹⁸⁾を用意した。学生は、専門書や、iPadの情報検索を利用してインターネット情報にあたることで、契約書の穴埋めを行い、契約交渉に臨んだ。交渉では、紙媒体の契約書と、iPadによるマンションのチラシを使用した。学生は、顧客から、契約書に記載された条項に関して、質問され、説明を求められ、自分たちの理解不足を痛感することになる。特に、所有権移転、移転登記手続、物件の引渡し、代金支払の時期の関連についての理解に混乱が見られた。それに比べて、債務不履行に基づく損害賠償や契約解除、瑕疵担保責任に関しては、比較的理解しやすかったようである。物を購入したにもかかわらず、受け取ることができなかつたり、受け取っても欠陥があった場合に、契約がどうなるかについては、学生の現実感覚から理解し

やすかったのだろう。前者を理解するためには抽象的な法的思考が必要になるので、まだ民法総則の講義も受けていない1年生に理解を求めること自体、無理があった（しかし、そこは勉強して欲しかった）。学生自身の理解が怪しい条項・文言、特に所有権移転に関わる諸条項については、教員側で誘導的な質問を発して、学生自身による理解を促しつつ、契約書を完成させた。

契約書の完成後、契約した物件に関して顧客からクレームが寄せられたとして、そのクレームに対しての法的な対応を考えさせた。どのようなクレームに対して法的な対応を考えさせるかについて、教員側でも頭を悩ませた。近所に地下鉄の駅ができるから購入したのに、実際には駅ができなかったという錯誤に基づくクレームや、隣地に高層マンションが建設されたという不利益事実の不告知のようなクレームは、状況設定として無理があり、クレームに関しての交渉というプロセスを踏ませるには適切でないことから却下となり、結局、物件に何らかの欠陥が存在した瑕疵担保責任を追及できるようなクレームを提示した。足立を顧客とした長屋塾の二グループはそれぞれ、事故物件であったというクレーム、マンションの別の階に暴力団事務所が存在したというクレーム、長屋を顧客とした足立塾の二グループはそれぞれ、シックハウスだったというクレーム、隣家からの騒音と悪臭に悩まされたというクレームに対応した。学生は、もっぱらインターネットで情報収集を行い、専門書を参照することは少なかったようである（もっとも、長屋塾の一人の学生は、クレームに関わる専門論文に辿り着いた）。教員側の意図は、クレームに対して、契約書や法知識を用いて対応策を考え、それを一つの交渉材料として顧客と交渉（駆け引き）し、合意点を見いだすことを期待したが、学生は、クレームの事実認定ばかりに眼を向けてしまい、条件交渉・合意形成にまでは至らなかつ

た。クレーム対応でのiPadの活用は、情報収集に用いられただけで、それ以外の場面でiPadの活用はなされなかった。

セールス交渉、契約交渉を通じて学生の交渉の様子をiPadでビデオ撮影し、撮影した動画を各塾のYou Tubeアカウントにアップすることで、学生の振り返りのための道具とした。

本プログラムの目的・趣旨は、先述したように、法律学の知識と現実社会・実務との関連を学生に意識させ、学生が大学での法律学の学習に主体的に取り組んでいけるような動機付けを与えることにあった。前半のセールス交渉においては、ビジネスにおける営業を仮想体験させ、後半の契約交渉においては、ビジネスの背後にある・ビジネスを支える法的枠組みや法的問題に学生の目を向けさせることを目的とした。iPadは、それらの過程で、法的問題に直面した場合に、インターネットで情報を検索したり、判例・法令情報にアクセスするための情報検索ツールとして、また、必要に応じて、iPadを現場に持参しての取材ツール（写真や撮影）として活用することができればと考えていた。

3. 小括—まとめと課題

長屋・足立の基礎力養成塾を履修した2年生が何人か、足立の2014年度2年ゼミ⁽¹⁹⁾を履修しているが、例年の学生と比べて、学習に対してのモチベーションが高いと感じる。養成塾の講義展開は、基礎教育としても、学生を法学の勉強に方向付ける導き手としても、ある程度は成功したと考える⁽²⁰⁾。

長屋・足立の基礎力養成塾の講義展開において、セールス交渉と契約交渉を比べると、学生の熱意・関心は、前者の方が高かった。実務・ビジネスに目に見えるかたちで直結するように見えるものに飛びつくという学生の傾向が表れている。したがって、法知識と現実生活・実務・ビジネスとの関連を学生に理

解させる、という長屋と足立の養成塾開講の目的は、期待したレベルを達成することができなかった。セールス交渉・契約交渉・クレーム対応と講義内容のボリュームが大きすぎたこと、契約交渉の場面において、教員が顧客役を担ったため、学生の交渉の仕方を客観的に評価することができなかったことなど、講義展開の面での反省点が多い。教員が、学生個人個人をケアすることができず、学びの成果を学生に落とし込むフォローもできなかった⁽²¹⁾。このような反省点を踏まえて、2014年度の養成塾では、契約交渉に特化した取り組みを長屋塾と足立塾で展開中である。この成果は来年度の北星論集で発表する予定である。

基礎力養成塾を通じてのiPadの活用は、もっぱら、セールス交渉でのプレゼンテーションツール、契約交渉での情報検索ツールとして、いわば学生の学習のための補助的なツールとして機能した⁽²²⁾。セールス交渉場面でのiPadの活用は、現時点では成功したといえるだろう。ただし、一グループ8名で1台のiPadを共有して、作業・プレゼンテーションを行ったので、全員がiPadに触れたわけではなかった。ここでも、iPadの提供台数を増やして、インターネット接続環境を確保することができれば、効果的に作業を進めることができただろう。また、iPadの画面をプロジェクターに映すなどの工夫をすれば良かった。他方、契約交渉においては、主に契約書面を用いての交渉となり、iPadは情報検索ツールとして利用されたにとどまり、ほとんど活用されなかった。けれども、それは、まだ法学（民事法）の専門教育を受けていない1年生をターゲットにした取り組みだったからかもしれない。法律討論会でのiPadの活用に見られるように、ある程度、教育・勉強の進んだ2、3年生であれば、法令・判例検索ツールとしてiPadを効果的に活用できたかもしれない。また、法律専門書

のデジタル化が進めば、iPadを通じて専門書に当たり、法知識を理解し確認することもできるので、iPadの活用可能性はさらに広がるものと思われる。実務・ビジネスに眼を向けがちな学生を、iPadを用いて、いかにして法律学の学習に誘うかが、今後の課題である。

2014年度以降の基礎力養成塾では、これまでのiPadの活用方法を定着させ、とりわけ契約交渉の場面でのiPadの新たな活用方法を探っていかなければならない—iPadの活用を通じて、法律学と現実社会・実務・ビジネスとの関連を学生に意識させ、学生を主体的・能動的に法律学の学習を向かわせる仕掛けである。その目的を実現するための基礎力養成塾向けのテキストの開発も考えていかなければならないだろう。

Ⅲ. 私法教育における今後のiPad活用展望

1. 大阪女学院大学におけるiPadの活用事例

2013年12月18日、大阪女学院大学（大阪市天王寺区玉造2-26-54）を訪問し、授業における実際のiPad活用状況を見学すると共に、加藤映子学長をはじめとする教員の方々からお話を伺うことができた。この視察は、私法教育における更なるiPad活用の手がかりを模索するために実施したものであり、既に実践的な活用を実施している同大学からは非常に有益な示唆を頂くことができた。ここではまず、大阪女学院大学におけるiPadの活用事例を紹介する。

(1) 大阪女学院大学の概要

大阪女学院大学は、大阪市内にキャンパスを構える数少ない大学のうちの一つであり⁽²³⁾、大阪の中心部にあるにもかかわらず非常に閑静な場所に位置する。同大は、1884年に川口居留地で開講されたウキルミナ女学校がその前身であり、1940年に「ウキルミナ」を「大

阪女学院」と変更した後、2004年に大阪女学院大学として開学された、国際・英語学部、国際・英語学科からなるミッション系の私立大学である^{(24) (25)}。

同大学は早くからスマートキャンパスの実現へと着手していた。2004年、入学生全員にiPodを配布し、リスニング教材として世界で初めてiPodを英語教育に導入することで、多大な学習効果を得ている。その後、iPod touchへの移行と共に、2008年頃にスマートキャンパス構想へ向けての取り組みを開始、2012年には、それまで配布していたiPodをiPadに変更して新入生に配布すると同時に⁽²⁶⁾、Wi-Fi環境を導入して、スマートキャンパス化を実現させている⁽²⁷⁾。

同大学でiPad導入を推進した加藤映子学長は、iPadを第三のデバイスとして位置付け、学習におけるユビキタス環境実現のツールと捉えている。そこでは、教科書をはじめとする学習教材のデジタル化は必須であることから、iBooks Author⁽²⁸⁾を用いてテキストを作成したり⁽²⁹⁾、学生による積極的なiPad利用を図るために、リアルタイムな題材を利用して宿題と連携させる等、様々な工夫を図っているとのことであった。

同大学のペーパーレス化は、学習面に限ったことではない。各教員もiPadを所持し、会議資料は各人がwebから入手する⁽³⁰⁾。また、議場でのプレゼン等にあたっては、Apple TVを利用してiPad内の資料をプロジェクターに投影する形で行われ、発言者の入れ替わりによる資料の切り替えも、Apple TVの利用によりスムーズに行われているとのことである。

以上のように、大阪女学院大学では、学生のみならず教員（それも一部教員ではない）もiPadを日常的に利用していることから、学習場面におけるiPad利用へのハードルは、本学と比して非常に低いものであると言えるであろう⁽³¹⁾。

(2) 英語クラスでのiPad利用状況とデジタル教材の作成

同大学では、非常に多くのクラスでiPadを利用した授業が展開されているおり、我々が見学したクラスは、そのうちの一つ、David Bramley准教授が担当する1年生の英語科目「Integrated Reading & Discussion」であった。ここでは、その授業内容の一部を紹介する。

本授業は、授業形態としては演習科目として位置づけられているようであるが⁽³²⁾、受講者は30名程度おり、通常の語学クラスといった感じであった。教室の机は全て壁側に寄せられており、椅子だけが黒板を広く囲むように半円形に並べられ、学生はiPadを持ちながら思い思いの座席に腰かける。そして、時に周りの友人と小グループを組みながら、英語でディスカッションを行うのである。

Bramley准教授は、全て英語でこのクラスを進行してゆく。初めに、ウォーミングアップとして、学生全員がiPadを片手に席から立ち、教室の中心で向かい合わせになって二重の円陣を組む。そこで向かい合った者同士が簡単な会話を英語で行うのであるが、その際、iPad内に入っている教科書を使用する。といっても、何も難しいトピックを話すわけでない。会話のきっかけとなるようなヒント的単語が散りばめられたページがあり、学生たちはそのページを見て、それらの単語を手掛かりに簡単な質問と応答を、時々質問者を入れ替えながら10分ほど行うのである。

その後、デジタル教科書を利用した本来の授業が開始される。この教科書は、単に紙媒体の教科書をデジタル化したものとは大きく異なる。参考資料へリンクが貼ってあり、すぐにそれらを確認できるのは当然として、動画が埋め込まれていたり、その場で回答をチェックできる問題等が載せられていたり、非常に工夫を凝らしたものとなっていた。

また、紙の教科書に鉛筆でメモするように、そのデジタル教科書にもメモ機能が埋め込まれており、簡単にメモすることができるようになってきている。したがって、学生たちは、出された宿題の解答をわざわざ別の紙に書いてくることをせずとも、教科書内のメモスペースに解答してくることができ、iPadだけで作業を完結することができる仕組みとなっているのである。

学生たちは、講義の間は常にiPadを手にし、本体内の教科書記載のトピックや、あるいは、教員からその場で提示されるトピックについて、様々にiPadを利用してディスカッションを行っていた。これは、もしかすると通常のペーパーベースの教科書の場合も（教科書を片手に、という意味においては）同様かもしれないが、iPadの場合は、教材によるトピックの提供のみならず、即時に検索が可能であることもその利点であろう。教科書から話題が広がり、さらなる情報を求める場合にも、その場でインターネットにアクセスして検索が容易にできることは、学生の自発的な学習意思や知的好奇心を伸ばす一助となり、高い学習効果を望むことができる。また、実際、iPadを利用する学生たちが、非常に生き生きと授業を受けている姿が印象的であった。

ところで、大阪女学院大学で利用しているデジタル教材は、同大の教員が主にiBooks Authorを利用して作成したものであるが⁽³³⁾、最初から上記のような機能を備えたものを提供したわけではなかったという。加藤学長及びCornwell教授によると、教材をデジタル化するにあたっては、やはり最初は、それまで教員たちが作成していた既存の資料を、そのままデジタル化するところから始めたそうである。そこから時間をかけ、上述の段階までアップグレードを図ったとのことであったが、そのような作業にあたっては、同一のゴールを意識する各教員の統一的意識形成と、そこ

へ割く時間の捻出、加えてそれを厭わない労力が必要であったことは想像に難くない。ただ、一度形を成してしまえば、その後は紙媒体よりも容易に改訂ができるというメリットがあり、先に述べたような学生に対する学習効果も含めて、教材のデジタル化はその意義が大きいと言える。なお、デジタル教材作成にあたっては、ほとんどがiBooks Authorに含まれる基本アプリを中心に作成を試みていたとのことであり⁽³⁴⁾、将来的には、作成した教材を広く公開することを予定していることから、それを念頭に置いた素材選定等を行っているとのことであった⁽³⁵⁾。

(3) iPad利用における技術的側面

小松泰信教育情報企画室長からは、主に学内でのiPad利用における技術的側面を中心にお話を伺った。

まず、iPadの導入にあたっての制度的なバックアップ体制、具体的には、各学生への配布に当たっての費用問題や、機器本体に対する保証問題についてである。前者については、大学が全額負担するのではなく、一定の額を補助するという形を採用しているとのことであった。後者については、初年度については保険をかけることで対応しており、これまで、機器の損壊等の事例としては液晶画面の破損がわずかにあった程度とのことであった。

また、機器にインストールされるアプリは、ほぼ無料のものを利用しており⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾、中でも、小松准教授はオンラインアンケートソフトを活用し⁽³⁸⁾、リアルタイムに得られる結果を授業に役立てているとのことであった⁽³⁹⁾。このようなアンケートは、例えば授業の具体的理解を問うような内容で、単元毎に実施することで、学生の理解度を把握しつつ適切な授業を運営するという点に資するものと思われる。

iPadを導入する上で、最も懸念される点

は、やはりパソコン等他のデバイスとの関係であろう。この点、先に述べたよう、iPadは第三のデバイスであるとの位置づけが示されているが、小松准教授は、iPadとパソコンやスマートフォンとの関連について以下のように指摘する。すなわち、メールの送受信や検索ツール、webの閲覧等にiPadを用いることは、パソコンを利用するよりも物理的・時間的効率性が增大する。というのも、iPadの場合は、学内の至る所で、気になった時にすぐにそれらに取りかかることができ、パソコンよりも機動的であるからである⁽⁴⁰⁾。加えて、iPadにおいて、アプリを用いて文書にアンダーラインを引いたりメモを挿入する動作など、「タップする」という操作は、パソコンの場合よりも「手を使う感覚」がより実感され、現実に「メモを取る感覚」をそのまま再現しやすいことから、iPadの方が優れているとする。他方、スマートフォンと比較した場合、確かに上述の行為は同様に可能となるが、iPadの方が幅広くブラウジングできるため比較検討し易いというメリットがあるという。

もっとも、レポートなど、一定量以上の文章を作成する場合は、iPadよりもパソコンの方が適していると言える。しかし、それこそがまさにiPadが第三のデバイスであるという一つの根拠であり、そもそも、iPadに求めるべき機能ではないということになる。事実、大阪女学院大学の学生達もパソコンを全く利用しないわけではなく、レポート作成等では使用することもあるとのことであった。むしろ、iPadの利用方法を教員側が指示するのではなく、利用方法を含めたあらゆる事柄を個々の学生に委ねることが、第三のデバイスとしての可能性をより引き出すことに繋がるとも考えられる。

最後に、学内のWi-Fi環境等についてである。既に述べたよう、大阪女学院大学では2012年にスマートキャンパス環境が整えられ

ており、各教室が学習評価アンケートの実施に耐えられるように設計されているとのことであった。具体的には、一教室に二つのアンテナが設置されている。また、学内サーバーを設置せずサーバーの仮想化を進めることで保存容量の問題を解消し、クラウドの利用を図っているという⁽⁴¹⁾。

2. 私法教育におけるiPadの活用

翻って、私法教育におけるiPadの利用について考えるに、大阪女学院大学で実施されている英語教育におけるような利用を、如何にして法律学教育の場面で再現するかという点が第一の問題であると言えよう。これについては、まずデジタル教材の提供という側面から検討する必要がある。

日本法の分野において、デジタル化されている書籍はさほど多くはないが、大手出版社を始めいくつかの所から出版されているものがある。これらのフォーマット形式は実に様々で、書籍を単にPDF化しそのまま取り込んだものから、書き込みや記事の切り抜きが可能な形式のものまで幅広い。後者では、書籍にメモ書きを残したり、蛍光ペンで線を引いたり、わからない単語をweb検索できたりと、書籍により含まれる機能が異なる。これらの書籍が広く普及することで、法律学学習の様相も変化するものと思われるが、学生が利用する類の教科書等の品揃えは十分整っているとは言えない。加えて、メモ機能を備えた電子書籍であっても、短い文言を手書きで残すため、メモの容易さや参照のし易さといった部分では、まだまだ改善が必要であるように思われる⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾。

その上で、次の段階として、従来とは異なる種類のデジタル教材の提供という問題が指摘できる。これはまさに、本研究において志向するところのデジタル教材、すなわち、学習サポート機能を兼ね備えたデジタル教材の提供を指す。そこでは、単なる「読み物」と

しての教科書を提供するだけでなく、学生による学習への自発的行動を誘引する類の仕掛けが含まれていなければならない。例えば、大阪女学院大学の例に見られるように、視覚に訴える練習問題の埋め込みなども、一つの手段であると言えよう。このような、ある種魅惑的な教材を提供することは、自主学習の動機となり得ると同時に、学習効果を上げることに資すると思われる。

また、第三の問題として、「法律学」といういわゆる専門科目において、デジタル教材の提供以外に、どのようにiPadを利用できるかという点を考察しなければならない⁽⁴⁴⁾。私法分野は実生活と関わる側面が多いことから、刑法などとは異なり、学生が体験できる現実世界の出来事を、教科書で説明される現象に、比較的容易に繋げさせることが可能である⁽⁴⁵⁾。基礎力養成塾では、まさにこの点を意識してiPadの利用を試みたが、専門科目の学習に特有の利用形態を探ることは、今一つ達成できなかったと言わざるを得ない。この、専門科目におけるiPad利用という問題は、その前提として、学習方法において一般教養科目と専門科目との間で差異があるかどうかや、社会一般で求められる専門科目の学習の効果（例えば、社会が専門科目学習後の人間に求める素養やスキル等）、あるいは、学生及び大学が、専門科目の学習を通じて育てたい能力等の検討を踏まえることが不可欠である。このことは、大学に求められる法律学（特に私法）教育を再考するという側面を含んでいるとも言えよう。

以上から、現時点において、私法教育におけるiPadの利用として直ちに実践可能なものとしては、学習サポートを備えたデジタル教材の提供であろう。既存の教科書は、作成・出版の段階で、そもそも電子書籍化を意識していなかったものが殆どであると考えられるため、しばらくは、教科書をそのまま単なる「読み物」として提供する形を取らざるを

得ないかもしれない。しかし、大阪女学院大学の事例からも明らかのように、教員が、自己の授業で利用した独自の教材をデジタル化し、そこに改訂を加えていくことで、少しずつではあるが、私法教育において有用なデジタル教材の作成を進めることができるものと考ええる。

おわりに

過去 2 年間、長屋と足立は、私法教育における iPad の活用可能性を議論し、実践してきた。2012 年度は大学対抗法律討論会での活用、2013 年度はこれに基礎力養成塾での活用が加わった。足立としては、大阪女学院大学への視察を経て、私法教育への iPad の活用可能性に手応え・将来性を感じている。まずは、法律討論会と基礎力養成塾での活用方法を確定し、腰を落ち着けてその成果を検証することが必要であると考え（駆け足でやってきてしまった）。それと同時に、今後は、長屋・足立各自の講義・ゼミ展開で iPad を活用し、その成果を持ち寄り、突き合わせることで、私法教育での iPad の活用可能性を議論し、実践していきたい。また、私法教育での iPad の活用可能性を効果的に展開していくためには、iBooks Author を用いてのデジタルテキスト作成が必要であると考え。各自の講義、基礎力養成塾のためのテキスト作成、そして大学対抗法律討論会企画・運営のためのマニュアル作成も視野に入れることができる。

また、先述のように、学生が iPad に限らず、ポータブルなデジタルデバイスを用いて、法律学の学習をすることを支援するためにも、専門書のデジタル化が必要である⁽⁴⁶⁾。最近の学生は、何か分からないことがあると、すぐにスマートフォンで検索する⁽⁴⁷⁾。講義中、よく見かける光景であり、年々、その数が増えているように思う（もちろん、スマートフォンで

遊んでいる学生も多いだろう）。法律討論会や基礎力養成塾においても、学生は iPad を即座に使いこなす。これが現在の学生の文化なのである。デジタル媒体に慣れ親しんだ学生に勉強させる、私たちの場合には、法律学の学習、とりわけ専門書を読むことに眼を向けさせるためには、彼ら彼女らの 1 つの文化であるデジタル媒体に乗ったテキストを作成することは時代の要請であると考え⁽⁴⁸⁾。ビジネスにおけるタブレット端末の一斉導入などのニュースを見かけることも多くなった⁽⁴⁹⁾。タブレット端末を利用した教育は、学生の社会人・会社人・ビジネスパーソンとしてのトレーニングにも資することになるだろう。

さらに、今後の共同研究の課題として、原点に立ち返って、「実践的私法教育」とは何かについても検討していく必要がある。長屋・足立の間でも、大学教育（法学部や法律学科）において、法律学教育は何を目指すべきなのか、そして、どのように進めていくべきなのかについて、大きな問題意識は共有しているが、その目的・方法論ともに細部は意見を異にする。これまでの共同研究報告、そして本論考においても、長屋と足立の立ち位置に相違、ときには緊張感があると考えられる。そこで、足立は、過去、法律学教育・私法教育がどのようなものとして考えられ、どのように実践されてきたのかについて検証し、現在、それがどのように考えられ、全国の諸大学において、どのような実践が行われているのかについて研究・調査を行っていく⁽⁵⁰⁾ が必要なのではないかと考える。それをするだけで、我われの問題意識もより明確になり、目指すべき方向も見えてくるのではないかと思われる。

私法教育における iPad の利用という観点について若干の付言をすると、長屋は、学習におけるこれまでの iPad の利用を一步先に進める必要性を強く感じる。すなわち、2012 年度、2013 年度の研究を通じ、iPad の利用は、

もはや学習のきっかけや動機付け、検索への便宜という段階を越え、学生の自発的学習をヨリ促進させる利用形態へと発展させる時期を迎えている。その具体的検討に当たって、足立が指摘するよう、大学における法律学教育（特に私法教育）の在り方を検討することは不可避であろう。

また、私法という分野においては、時事問題にアンテナを張る必要があることから、リアルタイムトピックと連携させた法的问题の提示・検討という点において、如何にiPadを利用できるかという可能性を探ることも重要ではないだろうか。法律学の学習においては、判例や学説の変遷など、過去の過程を学習する場面が多い。しかしそれは、現に生じている問題や、未来に起こり得る問題に対する妥当な解決策を導き出すための準備や訓練である。どのような科目であれ、学習した知識の定着を図り、新規の問題へ応用することができるようになることが、学習の効果として期待されることであるのは間違いないが、法律を学習した多くの者にとって、学習内容をそのまま実社会で活用できる場面は少ない。したがって、法律学の学習を通じて、如何に実社会で通用する思考力・問題解決力を養うかが重要であり、そのような能力を涵養するという観点から、私法教育におけるiPadの利用を考察するののも一つであろう。

最後に、法律学という専門科目におけるiPadの利用を検討するにおいて、もう一つ重要な視点として、他の専門領域の学習におけるiPadの利用との比較が指摘できる。例えば、近年は医学の分野等でもiPadの利用が取り上げられている。医学のように、ある物事の発生機序や全体の仕組み、場合によってはテクニックを学ぶといった類の専門科目と法律学はどのように異なるのか、あるいは異なる点はないのか、また、その結果によってiPadの利用方法は影響を受けるのか否かを検討することも必要であると考えられる。

【謝辞】

本稿は、2013年度北星学園大学特別研究費による研究「iPadを利用した実践的私法教育の深化」の成果をまとめたものである。北星学園大学からの支援に感謝すると共に、謹んでここに報告させて頂く次第である。

【注】

- (1) 基礎力養成塾は、新カリキュラムの実施によって経済法学科に導入された、一年生を対象とする科目である。本養成塾は、専門科目の学習において必要とされる「読む能力」「書く能力」「議論する能力」に加え、「数的処理能力」を涵養するために、少人数での学習を行う、いわば「基礎ゼミ」である。これらの能力は、大学での専門科目の学習のみならず、実社会でも必要とされるものであろう。各塾では、このような目的の下、様々な内容・方法で授業を展開している。
- (2) 2012年度までは、「大学間ゼミ対抗法律討論会」という名称で行っていた。2013年度から、法律討論会の運営費について、北星学園大学・経済学部の学部実習費から補助を受けられることになった。ご協力いただいた経済法学科および学部の先生方に、この場を借りてお礼を申し上げる。
- (3) 討論会実施後の反省会を含め、参加教員によって合計5回の打ち合わせを行った。長屋と足立は、討論会事務局として、2013年2月から打ち合わせを開始し、その後も週に1回程度、打ち合わせを重ねた。事務局としての文書作成、関係諸方面への連絡、討論会当日にむけての準備作業（開催方針や運営の準備など）、討論会終了後の後始末、翌年度の開催に向けての方針など、打ち合わせを行わなければならない事柄は多い。
- (4) 1日に3試合行うことから、時間配分はタイトなものとなる。合計90分以上の討論時間を確保することは困難だった。討論時間をさらに充実させるためには、各試合を同時並行で行う、2日間に分けて行うなど考えられるが、運営を行う教員側のマンパワーの問題や学生の集中力の問題を考えるに、これ以上の規模拡大は困難かもしれない。
- (5) 試合に敗れた学生のダメージを考えて、今年

- 度の討論会では、試合の勝敗を付けなかった。各ゼミの書面・主張を絶対評価した。この点について、参加教員の間でも意見が分かれた。
- (6) 法令・判例検索のためのデータベースとして、本学にはD1ローとTKCが導入されている。本学科では、学生の法律学学習を支援するために、2, 3年生にTKCの個人IDが付与されている。
- (7) 昨年度の演習Ⅱも、例年の学習スケジュールとさほど変わらない。通常の演習内容や討論会までのスケジュール等については、拙稿・北星論集53巻1号(2013年)をご覧ください。
- (8) 詳細については、拙稿・前掲注(7)19頁。
- (9) iPad等のカメラで撮影した写真をPDFファイルに変換し、web上へ保存する手段として、IntSig Information Co.Ltdが提供する「CamScanner スキャンPDF作成」という仕事効率化アプリを利用した(<https://play.google.com/store/apps/details?id=com.intsig.camscanner&hl=ja>)。利用頻度自体はさほど高くはなかったものの、これによりファイルの共有が可能となったり、後からテキスト編集やメモ書きの付加等が可能となる。無料版と有料版(高級アカウント)では機能の相違や制限があるため、利用頻度や使用目的によって後者へのアップグレードも検討する必要がある。今後の検討課題の一つかもしれない。
- (10) 法律討論会においても、前述の通り、2013年度は各チームの提出する文書はGoogleドライブへアップロードするという方法を採用したため、Googleドライブそのものの操作に慣れる必要があったことから、同ドライブの利用を選択した。
- (11) この点、iPadが手元にない場合などは、個々人のスマートフォンも有用なツールとなっていた。
- (12) もっとも、紙媒体の文献資料をコピーする際は、必ず全員が共通の資料として手元に持つよう指導していたため、特定資料の持ち出しという事態は発生していない。ただ、勉強会であらたに発見したweb上の資料や、勉強会でまとめたメモ等については、それをコピーし紙の資料にするのではなく、ドライブに保管することで資料の共有化を図った。
- (13) 学生によるiPadの利用は、セキュリティ上あるいはその他の理由から、原則、利用の都度貸与し、使用が終われば返却するという形をとっている。
- (14) 例えば、パンフレットのようなものであれば、提示された側としても自由に資料を閲覧し、説明が無くてもその資料単体で、およその内容を理解できるであろう。しかし、討論会である以上、やはり口頭での説明に重点が置かれ、配布資料はそれを補うものとして登場する。そのため、資料それのみにより内容の理解を求めることは難しい。ただ、会の本質を考えた場合、むしろ後者のように口頭での説明を付加するタイプの資料の方が望ましいといえるかもしれない。
- (15) 本討論会は、各試合ジャッジ2名と原告側・被告側の各ゼミ約10名で試合を行う。したがって、相手方に渡す方法を採用した場合、ジャッジと相手方の分を含め、iPadの台数は最低でも6~7台程度必要になると考えられる。加えて、試合には観戦者もいるため、観戦者にも資料を提示しなければならず、その場合にはスクリーンに映すか、あるいは資料をプリントアウトする必要が生じる。後者の場合、iPadでのプレゼンの利点(例えば拡大の容易さなど)は減殺されてしまうであろう。
- (16) 議論がかみ合わないということはなかったが、議論が膠着状態に陥ってしまったということはあった。しかし、それは、基本的に学生の責めに帰すべきことではなく、討論の司会者であるジャッジに適切な対応が求められることだと思われる。この点で、筆者よりはるかに優秀なもう一人のジャッジ(北海学園大学稲垣講師)が適切に「釈明権」を行使され、膠着から抜け出す機会を提供していただいたことで、ジャッジサイドとしては一応の責めは果たせたものと考えている。
- (17) 塾の内容や目的については、北星学園大学経済学部経済法学科HPの基礎力養成塾紹介頁(<http://www.hokusei.ac.jp/ECLA/curr/03.html>) (2014年4月現在)を参照していただきたい。
- (18) 池田真朗編著『民法 Visual Materials』(有斐閣, 2008年) 87・88頁を参照した。
- (19) 長屋は、今年度、2年ゼミを開講していない。
- (20) 足立は、基礎力養成塾の成果を検証していくためには、今後も継続的な調査・関わりが必要であると考えられる。
- (21) 確かに準備不足であったことも否めない。しかし、その他の講義準備、学内行政、各自の

研究など、落ち着いて仕事に取り組む時間がないのも事実である（excuseではない）。足立は、各教員の頑張りに対しての客観的な評価と、大学教員の教育・研究環境の整備を、大学側は真剣に考えて欲しいと思う。

(22) 学生の目を引くための道具（オモチャ）と揶揄されるかもしれない。しかし、たとえオモチャであろうと、それが学生を学習に向かわせ（学習のきっかけとなり）、学習のための利益となるのであれば（使えるのであれば）、その利用可能性を探っていくべきだと考える。

(23) 大阪市内は、工場等規制法（2002年廃止）によって市内における大学の新增設に制限がかけられていたため、多くの大学が郊外へキャンパスを移設したという経緯がある。

(24) 詳細については、大阪女学院大学のホームページ <http://www.wilmina.ac.jp/ojc/>。

(25) なお、同大学開学に先駆け、1968年に、英語科からなる大阪女学院短期大学が先に開学されており、本学同様同一キャンパス内に併設されている。なお、同一敷地内には、さらに中学・高等学校もある。

(26) 配布されるiPadについては、授業で使用する教材や必要不可欠なアプリ等が全ての機器に予めインストールされた後に学生へ配布されることから、初期段階から全てのiPadが同一の仕様となっており、すぐさま利用できる状態となっている。そのため、教材のダウンロードに時間がかかり、なかなか使うことができない、あるいは学生が授業の際に利用できず困るという事態は発生していないようである。また、大学には貸出用としてのiPadも揃えてあり、これらについても当然同一仕様が整えられている。今回の視察においては、この貸出用iPadを足立・長屋それぞれが利用させて頂くことができ、授業視察の際には、学生が実際に使用しているデジタル教材を、実際の授業展開に沿って利用する事ができたため、教材の利用方法や利点等を身を持って体験する事ができた。

(27) 同大学ホームページ及び2014年キャンパスガイド、アマルゴン編『iTunes Uと大学教育－Appleは教育をどのように変えるのか？』（ビー・エヌ・エヌ新社、2012年）26頁以下を参照した。

(28) Appleが無償で提供する、iPad用マルチタッチテキストブック作成の為のアプリケーション

ン。

(29) 参考として、Swenson Tamara, Bramley David, Cornwell Steve, *Making Interactive eBooks: More Than Just Cutting and Pasting* (Donna Fujimoto教授 友野百枝准教授 退職記念号)、大阪女学院大学 (2013)。

(30) ペーパーレス会議の実施に当たっては、RICOHが提供するペーパーレス会議ソリューションRICOH Smart Presenterの活用が有用であるとの示唆を頂いた。このソフトウェアを利用すると、同一Wi-Fi環境に接続しさえすれば、各人のiPadやiPhoneを経由して会議に参加できるというものであり、書類のペーパーレス化や配布・回収が容易になるという。詳細については、<https://www.ricoh.co.jp/software/other/smartpresenter/>。

(31) もっとも、iPadの導入に当たって学内での議論があったことは言うまでもない。

(32) 大阪女学院大学のホームページ参照。

(33) 2013年時点で、同大教員が作成したオリジナルのデジタル教材は9冊である。前掲・注(29)参照。

(34) 場合によっては、他のウィジェット（ページ等に埋め込み可能なパーツ）を利用する事もあるという。参考として、<http://www.bookry.com/>。

(35) 例えば、教材内に用いる写真あるいは参考資料等につつまわる各種の知的財産権への配慮等が必要とされる。

(36) 有料のものとして、GoodiWare Ltd. の提供する仕事効率化アプリ「Good Reader」の有用性を指摘する。Good Readerの詳細については、<https://itunes.apple.com/jp/app/goodreader-for-ipad/id363448914?mt=8>。

(37) 有用な無料アプリについては、Cornwell教授からも示唆を頂いた。例えば、BOC Co.LTD が提供するアプリ「ホワイトボード」は、その名の通り手書きができるアプリであり、書いた内容を保存したりSNSへ投稿する事も可能である。詳細は、<https://itunes.apple.com/jp/app/howaitobodo/id448549990?mt=8>。

(38) 例えばSurvey Monkeyなど。詳細は、<https://jp.surveymonkey.com/>。

(39) 本学においても授業評価アンケートを実施しているが、アンケート実施の方法や得られた結果についての活用等については、様々な問題点が指摘されているところであり、そもそ

も、教員評価という視点からのアンケートという側面を考えると、小松准教授の意図するアンケートとはその性質が異なるであろう。

- (40) この点、足立・長屋が従来より指摘するiPadの機動性にも繋がる可言えよう。参考として、拙稿・前掲注(7)。
- (41) その他、アプリ開発の可能性についても伺ったが、それとクラウドとの関係等、筆者(長屋)の知識不足からここでそれを正確に記する事は不可能であり、検討については他日を期したい。
- (42) 例えば、iBooks Authorで作成した教科書では、メモは付箋あるいはコメントをつけるように残せるため、その分量を気にする必要もない。
- (43) アメリカでは無料で提供されている法律関係の電子書籍もある。例えば、CALI eLangdell (<http://elangdell.cali.org/>) では、法律学教育のための無料電子書籍が紹介されており、自由にダウンロードすることが可能である。そこで提供されている教材の一例として、*Federal Rules of Evidence, 2014*, Legal Information Institute at Cornell Law School は、日本における電子書籍と同様の機能、つまり、しおり、マーカーでのライン引き、メモ機能が備えられている他、必要部分をコピーし共有したり、同一単語が使用されている箇所の検索なども行える。共有機能を除けば、日本の電子書籍と変わらない部分も多いが、最大の違いはメモの取り方である。本文で述べたよう、日本の電子書籍は手書きのメモしか残せないものが殆どだが、これは付箋式で、キーボードで文字を打ち込む方式である(文書作成ソフトで、コメントを挿入するのと同様の仕様である)。マーカーでの印も手書きではないため、総じて、見た目が綺麗である。
- (44) 専門科目でどのようにiPadを用いた教育を展開していくかという点については、大阪女学院大学でも今後の課題として検討されているところである。
- (45) 売買契約の成立過程を経験することも、その一例である。
- (46) 長屋と足立の打ち合わせのなかで、「デジタルで見る私法教材(電子書籍教材)」作成の必要性も議論になった。たとえば、親族法の教科書として、人の一生を「出生届」から始まり「婚姻届」、「死亡届」、「遺言書」などの

実物を写真または映像で取り込んだデジタル教材を作成することができれば、学生に、法知識と現実生活・実務との関連をビビッドに伝えることができるのではないかと。この種の取組みは、人の一生以外でも、構成可能だろう。

- (47) 足立は、講義中、スマートフォンでの条文・判例・事項検索を許している。
- (48) 書籍として読むのであれば、その媒体は、スマートフォンではなく、iPadのようなタブレット端末となろう。
- (49) たとえば、銀行法務21では、767号より、浅井弘章「銀行取引へのタブレット導入の留意点」が連載されている。
- (50) さらに、足立は、小中高で実践されている法教育と、大学の法律学教育との関係をどう関係づけるのか、そして、そもそも法教育とは一体何なのか、その意義と目的は何か、についても検討が必要であると考ええる。